

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年12月12日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

1 運転免許取得者等検査の方法の区分

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号に掲げる方法及び同条第2号に掲げる方法

2 認定した年月日

令和5年11月30日

3 認定に係る事項

運転免許取得者等検査を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の名称
名称 焼津自動車学校 住所 焼津市三右衛門新田471番地 代表者 松下 克己	焼津自動車学校 焼津市三右衛門新田471番地	認知機能検査 運転技能検査